

日中一時支援おんぷ ご利用契約書

特定非営利活動法人音楽カレッジみゆう

令和1年10月1日改訂

_____（以下「ご利用者」といいます）と日中一時支援おんぷ（以下「事業者」といいます）は、事業者の提供する地域支援事業（日中一時支援）をご利用することについて、次のとおり契約（以下「この契約」といいます）します。

第1条（サービスの目的）

該当する市町村の地域支援事業（以下事業という）に基づき、状態の身体状況を熟知し、ご利用者様が可能な限り日常生活において、地域で自立できますよう支援することと同時にご家族の援護・支援を目的とします。

第2条（契約期間）

契約期間は、令和 年 月 日から受給有効期間内と定め、その状況が変更されるときは再度契約更新するばあいもあります。

第3条（日中一時支援計画の作成＊放課後等デイサービス計画と同意）

事業者はご利用者様の日常生活の状況及びその意向を尊重し、日中一時支援サービス計画に添って独自に作成し、ご利用者、ご家族様、相談支援員様との連携を図り第1条の目的が達成されるような計画を作成します。その計画は状況の変化、ご利用様のご意向の変化に即し何度でも変更（モニタリング等）に応じます。

第4条（サービス提供の確認）

事業者はご利用者にサービスを提供した際には「サービス提供記録書」などの書面に、提供したサービスの内容など必要事項を記入し、記録等を5年間保管するものとする。また、ご利用者は、事業者に保管されるこの記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。

第5条（ご利用者の負担金およびその未払）

ご利用者が正当な理由なく事業所に支払うべき利用者負担金を3か月以上未払の場合には、事業者は1カ月以上の期間を定めて催告し、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除することができます。

第6条（利用者の解約権）

次の場合利用者は申し出を行うことにより事前申し出の期間なしにこの契約を解約することができます。

- ・ 事業者が正当な理由なくサービスの提供を行わない。
- ・ 事業者が明らかな守秘義務に違反したとき
- ・ その他事業者がこの契約に定める日中一時支援の提供を正常に行えない状況に陥った場合

第7条（事業者の解除権）

事業者は休廃止などの契約に基づく指定の提供が困難になるなどやむ負えないことがある場合は、利用者に対してこの契約の解約を予定する日から1か月以上の期間において利用者に解約事由を示した書面を通知することによりこの契約を解約できるものとする。

利用者が事業者にたいして不信行為を行った場合は、1か月以上の事前申し込みの期間なしにこの契約を解約することができるものとします。

第8条（契約の終了）

- ・ 第2条の規定により契約者より更新しない旨の意思表示がなされたとき
- ・ 第5条の規定により事業者から解除の意思表示がなされないとき
- ・ 第6条の規定により契約者から解約の意思表示がなされたとき
- ・ 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- ・ 利用者の区分が「非該当」と判定された場合
- ・ 利用者が死亡した場合
- ・ 利用者が該当市町村の在住でなくなった場合

第9条（緊急時の対応と損害賠償）

事業者はサービスの提供にあたってご利用者の怪我や体調の急変があった場合は速やか適切な処置をします。ご利用者に人的・物的に損害が発生した場合、事業所加入の賠償責任の範囲内にて損害を賠償いたします。

第10条（守秘義務）

事業者及び事業者の従業員は知り得たる個人情報等を第三者に漏洩しません。また、退職後も同様にいたします。ただし、支援にあたって必要とみなされ場合は情報を提供する場合があります。

* ご利用者の情報提供が必要な場合は契約者の同意を得て行います。

* 情報の提供先として市町村、相談支援事業所、医療機関などです。

第 1 1 条 （苦情対応）

重要事項説明書に記載されている範囲で迅速に対応いたします

第 1 2 条 （其の他）

この契約に定めないことについて事業者は支援法その他の関係諸法令の定めるところにより契約者と誠意をもって協議に応じます。

この契約を証するため、本書を 2 通作成しご契約者事業所が記名捺印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

事業者 住所 小田原市寿町 1－7－3

特定非営利活動法人音楽カレッジみゅう

事業所名 日中一時支援おんぷ

代表者氏名 管理者 美濃島恭一

ご利用者様 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

連絡先（電話）_____

緊急連絡先（携帯等）_____

代理人（ご家族等） 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

連絡先（電話）_____